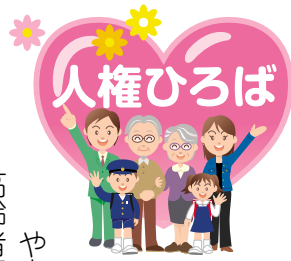


人権について考えてみよう ③



高齢者とその家族が安心して暮らせる社会へ

高齢化が進み、高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯が増えており、介護を必要とする人も増えています。

市では、介護保険制度や高齢者福祉サービスなど、高齢者福祉の充実や介護対策を進めています。しかし、さまざまな事情により、高齢者が虐待を受けるという問題が起きています。

殴る、蹴る、縛るなどの肉体的な暴力を加えるばかりでなく、言葉や態度で精神的な苦痛を与えたり、食事を与えない、世話をしないなどの虐待や、家族が無断で不動産を処分したり、貯金を自由に使わせないなどの経済的な虐待も起きています。

こうした高齢者虐待の背景には、介護する家族に身近な相談相手がない、という場合が多く見られます。高齢者の家族や地域の人が、日ごろからコミュニケーションをとり、何でも相談し合える環境をつくるのが大切です。

また、地域包括支援センターで

は、保健師や社会福祉士を配置し、介護の悩みや高齢者虐待への対応など、高齢者に関する総合的な支援を行なっています。気軽に利用してください。

高齢者になっても、それぞれの個性や能力が尊重され、高齢者やその家族が安心して暮らせる、そんな社会をつくっていきましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

高齢者に関する総合相談窓口

- 東部地域包括支援センター
どりのむ(中之町六丁目)
☎ 0848 614410
- 南部地域包括支援センター
三恵苑(城町二丁目)
☎ 0848 636775
- 中央地域包括支援センター
三原市医師会(宮浦一丁目)
☎ 0848 637100
- 西部地域包括支援センター
大空(下北方一丁目)
☎ 0848 662450
- 北部地域包括支援センター
はーもにー(久井町和草)
☎ 0847 325007
- 高齢者福祉課(市役所本庁1階)
☎ 0848 676055

人権標語

(中学1年生)

やめよう差別 自分の心も痛いはず



プロパンガス設備の撤去には費用が必要!?

《相談内容》

住宅をオール電化にしようと考え、現在使用しているガス設備の撤去をガス販売店に申し入れた。

すると、ガスメーターや配管などの未償還額として22万円、撤去費用として1万2千円の請求書が届いた。

ガスを開栓する際にサインをした書類に、配管などの設備はガス販売店の所有であると記載されていたが、口頭での説明はなく、引越越して忙しかったため、よく確認もしなかった。支払わないといけないのか。

《アドバイス》

ガス販売店の変更や、オール電化設備への切り替えのため、現在の販売店にガス設備の撤去を申し入れると、設備貸与契約により、屋内配管代

などの支払いを要求される場合があります。配管代の支払いに関する事項を明記した書面や、設備貸与契約がある場合には、清算が必要になります。

このような場合、新しい販売店やガス以外の事業者が勝手に設備を取り外すと、現在の販売店からガス配管設備代などの思いもよらない支払請求を受けるおそれがありますので、注意しましょう。

ただし、書面での明記や、設備貸与契約がない場合は、配管の所有権は家屋の所有者に属するという解釈により、一般的に支払う必要はありません。トラブルを防ぐためにも、契約解除の手続きは、業者任せにするのではなく、自分で販売店に問い合わせをするようにしましょう。

消費生活センター(市役所本庁5階)
☎ 0848 676410
とき 月々金曜日9時〜12時、13時〜16時

8月の消費生活巡回相談
13日(金)14時〜16時
本郷福祉センター
20日(金)14時〜16時
久井保健福祉センター
27日(金)10時〜12時
大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課
☎ 0848 676072
☎ 0848 641003